政　令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百十七号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項及び第八項から第十項までの規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第三号中メをミとし、コからユまでをエからメまでとし、フの次に次のように加える。

コ　市民活動の促進に関すること。

第八条第六項中「十六人」を「十八人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

第九条第三項中「六人」を「九人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、そのうち三人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

第十条中「七課」を「六課」に、「政策評価広報課　市民活動促進課」を「政策評価広報課」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

第二十条第三項中「三十五人」を「三十八人」に改める。

第二十九条第二号中「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を「のうち、次に掲げる事項に関すること」に改め、同号に次のように加える。

イ　教育及び文化の振興

ロ　福祉の増進及び医療の確保

ハ　環境の保全

ニ　水道及び工業用水道の整備

第二十九条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務のうち、第二号イからニまでに掲げる事項に関すること（他省及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

第三十条第一号中「のうち、次号イからホまでに掲げる事項に関すること」を「（総務課の所掌に属するものを除く。）」に改める。

附則中第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（本府に置かれる参事官の設置期間の特例）

第八条　第二十条の参事官のうち二人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則中第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（大臣官房審議官の設置期間の特例）

第五条　第八条（第二項から第四項までを除く。）の審議官（同条第六項ただし書の規定により置かれるものを除く。）のうち一人は、平成二十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百十八号

内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第二号中「都道府県」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を加える。

第三号中「及びスポーツ施設」を「、スポーツ施設及び学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する共同調理場」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」を加える。

第四号を次のように改める。

四　次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの

イ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業（保育所等訪問支援を行う事業を除く。）の用に供する施設及び同法第七条第一項に規定する障害児入所施設の修繕に関する事業

ロ　看護師養成所等（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第二号及び第二十二条第一号に規定する学校（学校教育法第一条に規定する大学を除く。）並びに保健師助産師看護師法第十九条第二号に規定する保健師養成所、同法第二十条第二号に規定する助産師養成所、同法第二十一条第三号に規定する看護師養成所及び同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所をいう。）の施設及びこれに関連する施設並びに歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号に規定する歯科衛生士学校（学校教育法第一条に規定する大学を除く。）及び歯科衛生士法第十二条第二号に規定する歯科衛生士養成所の施設の整備に関する事業

ハ　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の施設の整備であって地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第二項に規定する地球温暖化対策をいう。）の推進のために行うものに関する事業